



消防だより 119

秋の火災予防運動実施

10月15日から31日までの17日間にわたり、全道一斉に秋の火災予防運動が実施されます。この運動は、寒くなる季節を迎え、暖房器具を使用する機会が増えることにより発生する火災を防ぐことが目的です。火災による死者を出さないために、今一度、家族全員で火気の取り扱いの話し合いや暖房器具などのチェックを行いましょ。消防署では期間中、車両広報や消防サイレンの吹鳴など、安全で安心な街づくりを目指し、各種行事を予定していますのでご協力をお願いします。



ストーブなどの 安全な取り扱い

10月から12月にかけて季節が変わり、一段と冷え込む季節になります。ストーブなどの暖房機器を使用する機会が多くなり、暖房機器からの火災の発生が心配される時期でもあります。火災を発生させないように、次のことに注意しましょう。

■使用時の注意事項

- ①ストーブなどの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
- ②ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険性があるものを使用しない。
- ③カーテンなどがストーブと接触しないように、距離を離して使用する。
- ④ストーブの真上に洗濯物を干さない。

■使用方法など

- ①ストーブに灯油を給油するときは、火を消してから行う。
- ②カートリッジタンク式のもの、給油後、タンクのふたを確実に閉める。
- ③煙突は金属の支線（針金など）を使用して固定する。
- ④就寝時や外出時には、必ず完全に消火していることを確認する。
- ⑤使用する前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は専門の業者へ修理を依頼する。



統一標語

『火の用心
ことばを形に
習慣に』

住宅用火災警報器の点検を しましょう！



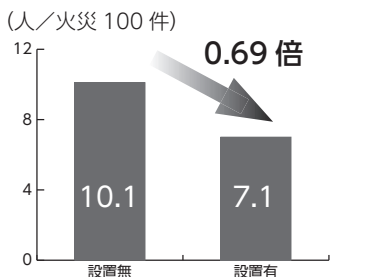
新築住宅に加え、既存住宅についても設置義務化から間もなく10年を迎え、初期に設置された警報器の中には、劣化や電池切れが生じていると考えられます。

電池切れの場合は、適切に電池を交換する必要があるほか、設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品の劣化が考えられるため本体を交換すること（人/火災100件）

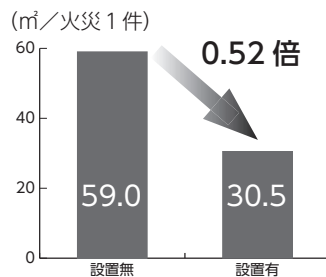
とが望ましいとされています。

消防庁による実際の住宅火災での被害状況の分析では、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、火災発生時の死亡リスクが3分の2、損害額はおおむね半減するという分析結果も出ています。

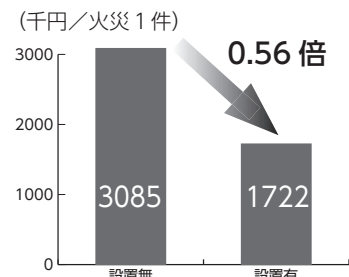
住宅用火災警報はいざという時に作動しなければ意味がありません。取扱説明書をよく読んで保管しておくとともに、定期的な警報器の点検・お手入れを行いましょ。



住宅火災 100 件当たりの死者数



焼損床面積



損害額

※「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。死者の発生した経過が「殺人・自殺」「放火自殺、放火自殺者の犠牲者、放火殺人の犠牲者」であるものを除く。